

27林政利第125号
平成28年3月18日

北海道木材利用担当部長 殿

林野庁林政部木材利用課長

公共建築物の木造化に当たっての分離発注方式について（通知）

日頃より、木材利用施策の推進に御協力を賜り、心より御礼申し上げます。

林野庁では、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号。以下「法律」という。）に基づき、木材利用のモデルとなるような公共建築物の木造化・内装木質化を促進しているところであり、法律の施行から5年が経過し、全国各地で地域材を活用した公共建築物の木造化等の多くの事例が見られるようになってきたところです。

平成27年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「大規模な木造公共建築物を整備する場合には、建築工事に複数年を要することから、単年度契約を要件としている林野庁の補助事業を活用しづらい」旨の御意見をいただいております。また、その御意見を踏まえた「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年12月22日閣議決定。）では、林野庁の補助事業の活用に当たって、「材料となる木材調達と施設の建設とを分離して発注する必要がある場合に、適切な事業の実施が可能となる具体的な方法等について、地方公共団体に平成27年度中に通知する。」とされたところです。

今般、これを踏まえ、具体的な方法等について、下記のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

記

1 分離発注方式の導入について

林野庁の補助事業については、予算単年度主義の原則により、複数年度事業を対象とすることは困難である。一方、地方公共団体が大規模な木造公共建築物を整備する場合、発注者である地方公共団体が建築工事を行う年度の前年度までに木材調達を行う「分離発注方式」を導入することで、部材調達時間の大幅な短縮を図ることができる。このため、分離発注方式の導入により単年度契約で整備を行うことで、補助事業を活用できる場合がある。

2 分離発注方式の利点について

分離発注方式について、次のような利点が挙げられる。

- (1) 建築工事発注前に木材調達を開始できるため、建築工事契約後に要する期間が大幅に短縮され、発注者である地方公共団体が、無理のない工程で地域で生産される木材等希望する木材を使用することが可能となること。
- (2) 林業の現場から望まれる晩秋から冬期にかけての時期の伐採が可能となること。
- (3) 伐採後に十分な天然乾燥の期間を確保することが可能となること。

3 分離発注方式の課題と解決策について

分離発注を行う際の課題に対しては次のような解決策が考えられる。

(1) 木材の保管場所の確保

林業事業体と事前に協議を行うことにより、林業事業体の所有する倉庫等、木材の保管場所について見通しを付けておく。

(2) 建物に瑕疵が生じた場合について、責任の所在が不明確

ア 木材の調達時に施工業者が品質確認を行う等、製材業者と施工業者がともに責任を持つ体制とする。

イ 地方公共団体から支給された木材に起因して建物に瑕疵が生じた場合、製材業者と施工業者が連帯して保証することを、木材の調達を行う際の仕様書に示す。

(3) 木材を調達する段階では、木材の正確な数量を把握することが困難であり、施工段階で木材の過不足が生じるおそれがある

ア 施工段階において木材の不足が生じた場合に備え、あらかじめ追加調達のための費用を確保する。

イ 追加調達が円滑に行えるよう、一般に市場流通している寸法の部材を使用する。

ウ 調達して余った木材について、丸太ベンチや内装材等として、施工物件内で利用する。

なお、林野庁では、平成23年度より補助事業「木造公共建築物の整備に係る設計段階からの技術支援」において、設計者設定や木材調達等の技術的問題を抱える地方公共団体等に対し、課題解決に向け、専門家を派遣するなど、地域のニーズに応じた支援を行っております。以下の（一社）木を活かす建築推進協議会のホームページにて前記技術支援の報告書を取りまとめ公表しており、作業のプロセスや各種仕様書の雛形も掲載されておりますので、併せてお知らせいたします。

（一社）木を活かす建築推進協議会のホームページ：

<http://www.kiwoikasu.or.jp/mokuzouka/>